

訪問看護 重要事項説明書

訪問看護ステーション「あららぎ」

あなたに対する訪問看護の提供にあたり、平成 24 年 12 月 山形県条例第 72 号第 9 条に基づき
当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業の目的及び運営の方針

(1) 事業の目的

指定訪問看護事業の適正な運営を確保するために人員、組織及び運営管理に関する事項を定め、要介護者等が居宅において日常生活を営むために適正な訪問看護を提供することを目的とする。

(2) 運営方針

在宅療養をしている利用者の「生活の質」を確保するため、保健・医療・福祉関係者と密接な連携のもとに、在宅療養が継続できるよう支援する。また、円滑な事業運営に努め、在宅ケアの推進を図る。

2 職員の職種、員数及び職種内容

区 分	資 格	常勤 (人)	非常勤 (人)	兼務	職 務 内 容	計 (人)
管 理 者	看 護 師	1		1	管 理 業 務	1
看 護 師	看 護 師	4		1	訪問看護業務	4
事 務 職 員				1	訪問看護事務	1

3 営業日及び営業時間

平 日	8 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0
休業日	土・日・祝日・年末年始 (12 月 29 日～1 月 3 日) 緊急時は随時
24 時間緊急時体制	休日及び時間外は、携帯電話への連絡となります。

4 訪問看護の提供方法及び内容

(1) 提供方法

主治医の指示書に基づき、利用者の自宅で看護師等が具体的な看護・健康相談・指導を行なう。

(2) 内容

健康状態の観察、健康相談

- ・血圧、体温、脈拍、呼吸の測定
- ・病状の観察と相談
- ・心の健康相談 など

日常生活の看護

- ・身体清潔のケア(清拭、洗髪など)
- ・排泄のケア
- ・床ずれ予防及び手当
- ・療養環境の整備

在宅リハビリテーション看護

- ・体位変換、関節などの運動
- ・日常生活動作の訓練(食事、排泄)

精神、心理的な看護

- ・不安な精神心理状態のケア
- ・生活リズムの取り方
- ・社会生活への復帰援助
- ・事故防止ケア、服薬ケア

認知症の看護

- ・認知症の介護相談
- ・悪化防止、事故防止の相談など

介護相談

- ・病状、介護、日常生活に関する相談
- ・介護及び家族の精神的支援
- ・医療、福祉サービスの紹介など

5 利用料金

介護予防訪問看護 料金表

訪問看護ステーション「あららぎ」

令和 7 年 8 月 1 日改訂

【介護保険による場合】

種 類	内 容	金 額
利用者負担 (訪問看護)	30分未満の訪問	1回 4,710 円 利用者負担割合 (1割) 471 円 (2割) 942 円 (3割) 1,413 円
	30分以上 60分未満の訪問	1回 8,230 円 利用者負担割合 (1割) 823 円 (2割) 1,646 円 (3割) 2,469 円
	60分以上 90分未満の訪問	1回 11,280 円 利用者負担割合 (1割) 1,128 円 (2割) 2,256 円 (3割) 3,384 円
利用者負担 (介護予防訪問看護)	30分未満の訪問	1回 4,510 円 利用者負担割合 (1割) 451 円 (2割) 902 円 (3割) 1,353 円
	30分以上 60分未満の訪問	1回 7,940 円 利用者負担割合 (1割) 794 円 (2割) 1,588 円 (3割) 2,382 円
	60分以上 90分未満の訪問	1回 10,900 円 利用者負担割合 (1割) 1,090 円 (2割) 2,180 円 (3割) 3,270 円
複数名訪問看護加算	30分未満の訪問	1回 2,540 円 利用者負担割合 (1割) 254 円 (2割) 508 円 (3割) 762 円
	30分以上の訪問	1回 4,020 円 利用者負担割合 (1割) 402 円 (2割) 804 円 (3割) 1,206 円

加算時 (保険での規定)	夜間 (18:00～22:00)	2 5 %加算
	深夜 (22:00～ 6:00)	5 0 %加算
	早朝 (6:00～ 8:00)	2 5 %加算
	サービス提供体制 強化加算(Ⅰ)	1 回 60 円 利用者負担割合 (1 割) 6 円 (2 割) 12 円 (3 割) 18 円
	初回加算 (Ⅰ)	3,500 円 利用者負担割合 (1 割) 350 円 (2 割) 700 円 (3 割) 1,050 円
	初回加算 (Ⅱ)	3,000 円 利用者負担割合 (1 割) 300 円 (2 割) 600 円 (3 割) 900 円
	退院時共同指導加算	6,000 円 利用者負担割合 (1 割) 600 円 (2 割) 1,200 円 (3 割) 1,800 円
	緊急時訪問看護加算 (Ⅱ)	月 5,740 円 利用者負担割合 (1 割) 574 円 (2 割) 1,148 円 (3 割) 1,722 円
	特別管理加算 (Ⅰ)	月 5,000 円 利用者負担割合 (1 割) 500 円 (2 割) 1,000 円 (3 割) 1,500 円
	特別管理加算 (Ⅱ)	月 2,500 円 利用者負担割合 (1 割) 250 円 (2 割) 500 円 (3 割) 750 円
保険外	ターミナルケア加算	25,000 円 利用者負担割合 (1 割) 2,500 円 (2 割) 5,000 円 (3 割) 7,500 円
	エンゼルケア (希望時)	10,000 円

※ 訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担はその 1 割又は 2 割又は 3 割の額とする。

【医療保険による場合】

医療保険による訪問看護を利用できるのは健康保険・老人保険の被保険者で、主治医が訪問看護の必要を認めた方です。利用料内訳は以下の表をご参照下さい。
(ご利用者様の負担額は、各保険により療養費用の1～3割となります。)

種 類	内 容	金 額
訪問看護基本療養費 I + 訪問看護管理療養費	週 3 日までの利用 (1 回につき 30 分から 90 分程度)	1 回目 1,322 円 2 回目以降 855 円
緊急訪問看護加算	利用者やその家族の緊急の 求めに応じた場合	1 回につき 2,650 円 利用者負担割合 265 円
長時間訪問看護加算	(90 分を超える訪問)1 回/週 特別管理加算・特別指示書 期間の対象者のみ	1 回/週 5200 円 利用者負担割合 520 円
複数名訪問看護加算	同時に複数の看護師等による 訪問看護を実施した場合	看護師と訪問 (1 回/週) 4,500 円 利用者負担割合 450 円
夜間・早朝訪問看護加算	(夜間とは 18 時～22 時) (早朝とは 6 時～ 8 時)	1 回につき 2,100 円 利用者負担割合 210 円
深夜訪問看護加算	(深夜とは 22 時～6 時)	1 回につき 4,200 円 利用者負担割合 420 円
24 時間対応体制加算	24 時間連絡体制にあり、緊急 時に対して必要に応じて 訪問を行う場合に算定	月 6,520 円 利用者負担割合 652 円
退院時共同指導加算	医療機関等を退院後の訪問 看護について、医療機関と 共同で在宅療養上必要な指 導を行った場合に算定 (がん末期等は 2 回まで)	1 回 8,000 円 利用者負担割合 800 円
退院支援指導加算	厚生労働大臣が定める疾病 等や特別管理加算の対象と なる利用者に対して退院日 に在宅で療養上の指導を行 った場合に算定	1 回 6,000 円 利用者負担割合 600 円
特別管理加算	留置カテーテル・人工肛門 など特別な管理を行う場合 に算定 軽度な状態と重症度の高い 状態の二段階に設定	特別管理加算(I) 月 5,000 円 利用者負担割合 500 円 特別管理加算(II) 月 2,500 円 利用者負担割合 250 円
訪問看護 ベースアップ評価料(I)	訪問看護ステーションにおい て、勤務する看護職員その他の 医療関係職種の賃金の改善を 実施している場合の評価を新 設する。	月 780 円 利用者負担割合 78 円

訪問看護 医療 DX 情報活用加算	地方厚生局長に届け出た訪問看護ステーションの看護師(准看護師を除く)が、オンライン資格確認によって診療情報や薬剤情報等を取得した上で訪問看護の計画的な管理・質の高い医療の提供を行う。	月 利用者負担割合	50 円 5 円
----------------------	---	--------------	-------------

【長時間・時間外・休日訪問料金等について：実費自己負担】

種 類	内 容	金 額
長時間・時間外の料金 (長時間訪問看護加算の対象外の時)	90 分を越える訪問看護 営業時間内の 30 分ごと 営業時間外の 30 分ごと	1,000 円 1,250 円
休日の料金	営業日以外の訪問看護	1 回 8,000 円
死後の処置料	エンゼルケア (希望時)	10,000 円
そ の 他	衛生材料等	実費相当額

6 通常の事業の実施地域
上山市、山形市

7 サービスの内容に関する相談・苦情窓口
利用者又は、その家族から相談又は苦情に対応する常設の窓口
山形県国民健康保険団体連合会

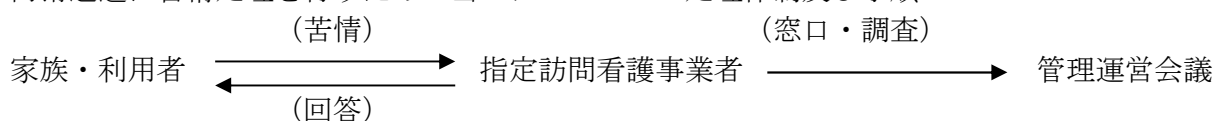
苦情相談窓口	山形県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情処理室
電話・FAX 番号	TEL 0 2 3 7 - 8 7 - 8 0 0 6 FAX 0 2 3 7 - 8 3 - 3 3 5 4
住 所	〒991-0041 寒河江市大字寒河江字久保 6 番地
相談受付時間	月～金曜日 午前 9 時～午後 4 時 (祝日及び 12 月 29 日～1 月 3 日までを除く)

介護保険担当課	山形市福祉推進部長寿支援課
電話・FAX 番号	TEL 0 2 3 - 6 4 1 - 1 2 1 2 FAX 0 2 3 - 6 2 4 - 8 3 9 8
介護保険担当課	上山市福祉課、健康推進課
電話・FAX 番号	TEL 0 2 3 - 6 7 2 - 1 1 1 1 FAX 0 2 3 - 6 7 2 - 1 1 1 2

訪問看護ステーション「あららぎ」

苦情相談担当者	管理者：森 雅彦
電 話 番 号	0 2 3 - 6 7 2 - 2 5 5 6
苦情受付対応時間	月～金曜日 午前 9 時～午後 4 時 30 分 (祝日及び 12 月 29 日～1 月 3 日までを除く)

円滑迅速に苦情処理を行うための当ステーションの処理体制及び手順



管理運営会議構成員 ①管理者 ②指定職員 ③事務職員

- ・市町村、関係機関から指揮・助言を受けた場合、必要な改善を行う。
- ・苦情内容、対応措置を検討し、再発防止に努める。
- ・苦情処理記録票を作成し整備する。
- ・職員の資質向上のため研修を行う。

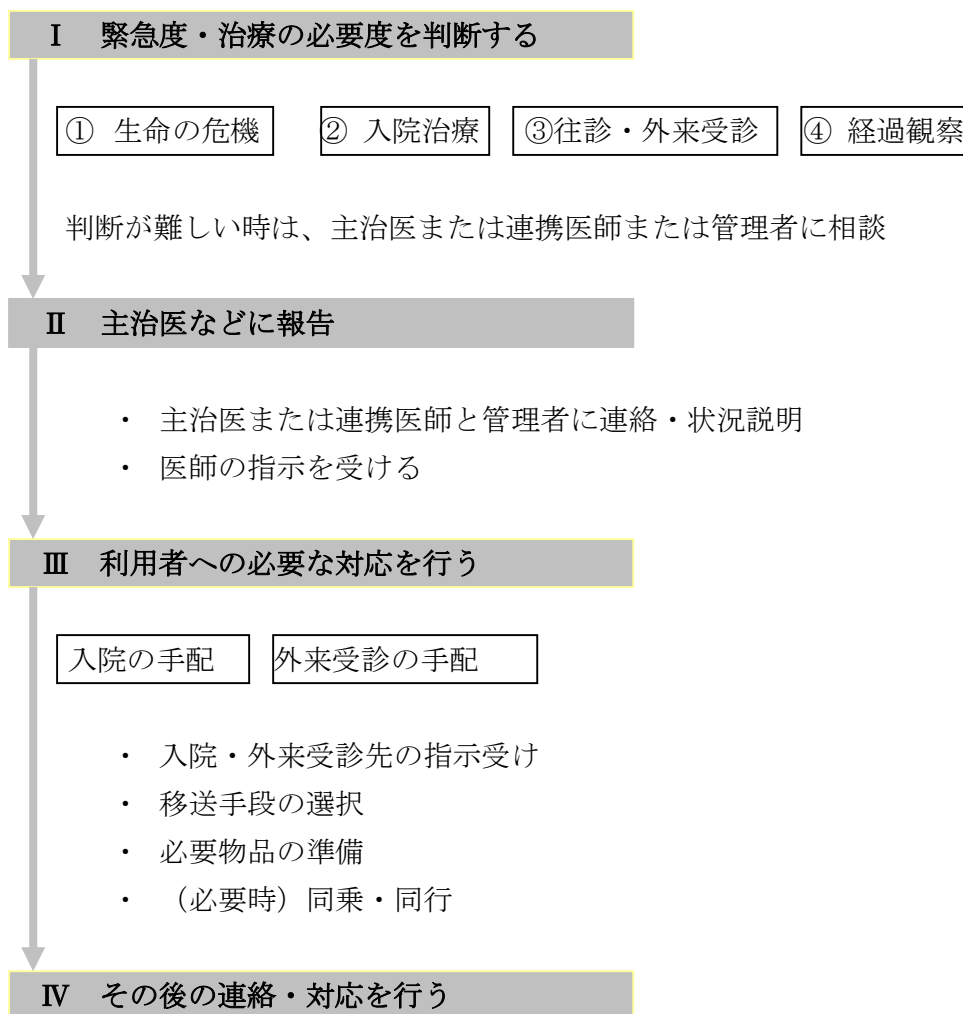
8 緊急時の対応

サービス提供により緊急事態が発生した場合は、速やかに当該利用者のご家族に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

利用者の状態がどの程度なのか判断する

- ① 生命の危機（意識なし、呼吸なしなど）
- ② 即、入院治療が必要な程度の状態
- ③ 往診・外来受診による検査・治療が必要な程度の状態
- ④ 経過観察でよい場合

以下の手順で対応



9 事故発生時の対応

- (1) 利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供により事故が発生した場合は、県市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- (2) 前項の事故の状況及び事故に関して取った処置について記録する。
- (3) 利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

10 感染症蔓延及び災害等発生時の対応

- (1) 感染症蔓延及び災害等発生時は、その規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性があります。災害時の情報、被害状況を把握し安全を確保したうえで、利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行います。
- (2) 指定感染症蔓延時には通常の業務を行えない可能性があります。
感染症の拡大状況を把握し、予防対策を講じて、必要な訪問を行います。

11 秘密の保持

本事業所の職員は、当該事業を行う上で知り得たご利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

12 高齢者への不適切な対応防止

本事業者は、利用者様等の人権擁護・虐待等ハラスメントの防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識技術の向上に努めます。
- (2) 居宅サービス計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- (3) 従業者が支援にあつたての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者がご利用者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

13 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

第三者による 評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		

14 当事業所の概要

事業所名	社会医療法人二本松会
事業者主	理事長：峯田武興
所在地	〒999-3103 山形県上山市金谷字下河原1370
電話番号	023-672-2556
携帯電話番号	①090-7336-6212 ②090-7336-6213
介護保険指定番号	介護保険事業者番号 0661390013

訪問看護 重要事項説明書

訪問看護ステーション「あららぎ」

令和 年 月 日

私は重要事項説明書について説明を受け、その内容に同意しこれを受領しました。

利用者	住 所	〒	
	氏 名	印	
代理人	住 所	〒	
	氏 名	印	

説明者

事業者	所在地	〒 9 9 9 - 3 1 0 3		
		山形県上山市金谷字下河原 1 3 7 0		
	事業所名	訪問看護ステーション「あららぎ」		
		訪問看護ステーション「あららぎ」		
	説明者	管理者	森 雅 彦	印
		代行者		印

緊急時 訪問看護利用申込書

訪問看護ステーション「あららぎ」

訪問看護ステーション「あららぎ」管理者 殿

令和 年 月 日

緊急時訪問を、必要に応じて依頼したいので、申し込みいたします。		
利用者	住 所	〒
	氏 名	印
代理人	住 所	〒
	氏 名	印
利用期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	

個人情報使用同意書

訪問看護ステーション「あららぎ」

- 1 使用目的
- 私及び家族の個人情報は、居宅サービス担当者会議・介護支援専門員と事業者との連絡調整等において必要な場合は、使用することに同意します。
- 2 条 件
- 情報の提供は必要最低限とし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

訪問看護ステーション「あららぎ」 管理者 殿

令和 年 月 日

利用者	住 所	〒
	氏 名	印
代理人	住 所	〒
	氏 名	印
家族の 代表者	住 所	〒
	氏 名	印

訪問看護医療DX情報活用加算に伴う掲示について

2024年診療報酬改定に伴い、訪問看護ステーション「あららぎ」は、地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く）が、オンライン資格確認によって利用者の診療情報や薬剤情報等を取得した上で訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、質の高い医療を提供します。

これにより訪問看護医療DX情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。

*DXとは「デジタルトランスフォーメーション」の略称で、デジタル技術によってビジネスや社会、生活の形・スタイルを変えることです。

（新）訪問看護医療DX 情報活用加算50 円／月

これに関係する施設基準は以下の通りです。

1. 厚生労働省が示す訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（平成4年厚生省令第5号）第1条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っていること。
2. 健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認を行う体制を有していること。
3. 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること。具体的には次に掲げる事項を掲示していること。

ア 看護師等が居宅同意取得型のオンライン資格確認システムにより取得した診療情報等を活用して訪問看護・指導を実施している訪問看護ステーションであること

イ マイナ保険証の利用を推進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるように取り組んでいる訪問看護ステーションであること

4. 3 の掲示事項について、ウェブサイトに掲載していること。

医療DXを通じた質の高い医療の提供にご理解とご協力をお願いいたします。

2025年8月1日

訪問看護ステーション「あららぎ」